

08 不可抗力による損害について

1 栃木県建設工事請負契約書 第31条（不可抗力による損害）について次のとおり取り扱うものとします。

（1）第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいいます。

（2）1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円とします。）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱います。